

# 平成30年度第1回多摩市都市計画審議会

(平成30年11月12日)

## 議事日程

- 第1 臨時議長の選出について
- 第2 会長の選任について
- 第3 職務代理者の指名について
- 第4 議席の決定について
- 第5 署名委員の指名
- 第6 第1号議案 多摩都市計画道路の変更

(多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線)

(資料1) (参考資料1)

都市整備部長　それでは皆さん、おはようございます。定刻から若干早うございますけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。改めまして、都市整備部長の森田でございます。よろしくお願いいたします。本日は平成30年度第1回の多摩市都市計画審議会ということで、委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回は委員改選後の初の審議会となります。学識委員及び市民委員の改選、また行政機関選出の委員の変更もありました関係で新たな委員構成での初の審議会でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

最初に委員の皆さんのご紹介をさせていただきたいと思います。大変恐縮ではございますけれども、私からあいうえお順でご紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。それではこの後、着座にて失礼いたします。

——以降、委員紹介——

皆様にはこれから多摩市都市計画審議会にご尽力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、ここで新たに委員になられた方にご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは市民委員選出委員のお二方からよろしくお願いいたします。それでは○委員、よろしくお願いいたします。

○○委員　多摩市に住んで三十数年になります。ずっと多摩市に住んでいます。今は退職しまして2年目になります。仕事としては都市計画のようなこともやっていました。土木技術者なものですから、下水道の建設などもやっておりました。そういうことをやっておりましたので、少しは委員として役に立つんじゃないかと思って応募しました。よろしくお願いいたします。

都市整備部長　ありがとうございました。次に○○委員、よろしくお願いいたします。

○○委員　○○です。多摩市落合に今住んでおります。多摩市には二十数年住んでおまして、65歳を過ぎたものですから、都心に出かける機会も以前に比べればうんと減ったということもありますし、何か多摩市のお役に

立てればというか、私たちが住んでいる町をよりよくしたいということで参加させていただきます。よろしくお願いします。

私はずっとベッドタウンとして都心に通っていたんですけども、都心まで通うのにかなり時間もかかるんですね。ということで考えると、今後若い人たちに定着していただき、より活気ある町がずっと続くためには、この多摩市周辺で仕事ができるといいますか、そういう企業が、より活気ある活動ができるような町になっていくといいなという視点も1つありながら、この都市計画審議会に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

都市整備部長      ありがとうございます。次に、関係行政機関選出で新たに委員になられた方にもご挨拶を頂戴したいと思います。〇〇委員、お願いいたします。

〇〇委員            今年の4月1日付で多摩消防署長を拝命いたしました〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長      ありがとうございます。なお、市長からの学識者選出委員の辞令につきましては、略式で申しわけございませんが、机上配付とさせていただきます。ご確認いただきたいと思います。

次に市側の事務局職員を紹介させていただきます。

——以降、委員紹介——

次に、会議の招集の件についてご説明いたします。本来会議の招集は多摩市都市計画審議会条例第5条の規定に基づきまして会長が行うこととなっております。しかしながら、現在会長、職務代理者とも任期期間が前回の審議会で満了となっておりますことから、本日の会議の招集は多摩市長からとさせていただきます。あらかじめご理解をいただきたいと思います。

それでは、日程第1の「臨時議長の選出について」でございます。現在会長・職務代理者が不在のため、会長が選出されるまでの間、進行を臨時議長に行っていただき、新会長が決定しました後、新会長から議事を進めていただくこととなっております。このことから臨時議長の選出をお願いするのでございますが、この点ご理解賜りたいと思います。

ここで皆様方にお諮りいたします。臨時議長の選出方法につきましては年長の学識委員が臨時に議長の職務を行うことが本審議会の慣例となっております。つきましては、学識者選出の委員の中から年長の委員を選出したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

都市整備部長      ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。  
それでは宮崎委員にお願いしたいと思えます。大変恐縮ではございますが、宮崎委員、会長選出までの間、進行をお願いいたします。では、臨時議長席へお願いいたします。

宮崎臨時議長      改めまして、宮崎でございます。座って進めさせていただきます。今ご紹介がございましたように、一番年寄りがやることになっておりますので私が務めさせていただきます。会長が選任されるまでの間、私が臨時議長を務めますので、皆様には議事の進行によろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年度第1回多摩市都市計画審議会を開催いたします。なお、今部長からもご説明がございましたように、板橋茂委員と齋藤靖委員につきましては本日都合により欠席という連絡をいただいております。

それでは日程第2、「会長の選任について」を議題といたします。内容については事務局よりご説明をお願いします。

都市整備部長      それでは「会長の選任について」をご説明いたします。学識経験者及び市民委員の任期につきましては多摩市都市計画審議会条例第2条第3項の規定により2年となっております。このため、本年の5月14日をもって会長が不在となっておりますことから、新たに選任をいただくものでございます。

多摩市都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、会長の職につきましては学識経験のある者の委員のうちから委員の互選によって定めるものとされております。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

宮崎臨時議長     ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がございましたけれども、日程第2、「会長の選任について」を議題といたします。会長は学識経験のある者の委員のうちからということで、そのようにさせていただきます。

会長の選出方法につきましては、多摩市都市計画審議会運営規則第4条第1項で「会長の選挙は単記無記名投票で行う」とございますが、同条第4項で「第1項の規定によりがたいときは審議会の決するところにより選出できる」となっております。このため、会長選出に当たりまして学識選出の委員の中で立候補及び推薦をいただき、その後全委員の挙手により採決いただきたいと思いますと考えておりますので、この方法でいかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宮崎臨時議長     ご異議ございませんね。それでは、学識選出の委員の中で立候補および推薦がございましたら挙手をお願いいたします。〇〇委員。

〇〇委員         前期まで委員長をされていまして中林委員が適任だと思います。当然のように都市計画に知見が深いんですけれども、それ以上に、深くおつき合いをさせていただいて、多摩市のことを大変愛していただいているといえますか、すごく気にかけていただいておりますので、東京都の防災関係の多忙の中でもいつも来ていただいて、そんなような意味で中林委員を推薦します。

宮崎臨時議長     ありがとうございます。ただいま〇〇委員から中林一樹委員を推薦するというご意見がございました。ほかに立候補または推薦はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

宮崎臨時議長     今、なしという声もございましたので、それではほかにご意見もないようですから、皆様にお諮りいたします。日程第2、「会長の選任について」は中林一樹委員を多摩市都市計画審議会の会長に選出することに賛成の皆様の手をお願いたします。

(賛成者挙手)

宮崎臨時議長     ありがとうございました。全員のご賛同をいただきました。よって多

摩市都市計画審議会の会長は中林委員と決しました。

それでは、新会長に選出された中林委員にご挨拶をこれからいただきまして、議事の引き継ぎをお願いしたいと存じます。ご協力ありがとうございました。新会長、どうぞよろしく願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

—— 休 憩 （中林会長、席を改める） ——

—— 審議会再開 ——

中林会長

改めまして、ただいま会長をもう1期やれということで選任されました。指名されたのかな。中林一樹と申します。よろしく願いいたします。

この都市計画審議会は都市計画法に基づいて都市計画に関するものを審議し法律に基づいて決定する審議会ですので、非常に重要な役割を持っています。先ほど委員の紹介をしていただきましたけれども、学識経験のある者、市議会の議員の皆様方、あるいは関係行政機関の代表の方、そして市民委員の皆さんという構成で審議会が成り立っております。

法律に基づく都市計画ということで、若干専門性も高いのかもしれませんが、先ほど〇〇委員、〇〇委員からお話がありましたように、ただ専門性が高いということよりも、むしろ多摩市をいかに住みやすい、あるいは安全な町にしていくか。都市計画法の前文にも書いてあるんですけども、都市を安全に快適に便利に、そして健康にしていこうという目的で都市計画を定めることになっておりますので、それぞれ市民の皆さんの立場、議員の皆様も市民の立場を含めて、よりよい多摩市をつかっていくために、忌憚のないご意見をいただきながら、よりよいまちづくりに貢献できる、そんな審議会になればと思っております。

ただ、限られた時間内での審議になりますので、できるだけ多くの皆様に意見を伺いたいと思っておりますけれども、過去の経験で言うと時々2時間で終わらなくて延びることもあります。なるべく時間内に収まるように運営させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。あと2年というのは、ちょうど東京オリンピック・パラリンピック2020が終わるころまでということかなと

思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、失礼して座らせていただきます。引き続き議事を進めさせていただきます。日程第3、「職務代理者の指名について」でございます。職務代理者の指名につきまして、内容について、まず事務局より説明をお願いいたします。

都市整備部長 職務代理者につきましては、多摩市都市計画審議会条例第4条第3項で会長があらかじめ指名する委員と規定されております。

以上でございます。

中林会長 ありがとうございます。多摩市都市計画審議会条例第4条第3項で、会長があらかじめ指名する委員であるという説明でした。職務代理者につきましては会長であります私から指名させていただきたいと思ひます。実は、これまでも職務代理をお願いしてまいりました西浦定継委員に今期も職務代理をお願いしたいと思ひておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中林会長 ありがとうございます。それでは西浦定継委員に職務代理者をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは西浦職務代理に一言ご挨拶をお願いしたいと思ひます。

西浦職務代理者 職務代理を改めて仰せつかりました西浦です。どうぞよろしくお願ひいたします。日常的に、ここにいらっしゃる委員の方々も含めて皆様方からまちづくりについてアドバイスをいただいておりますが、改めて職務代理をもう1回やるということで、責任感を持って務めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

中林会長 ありがとうございます。それでは次に日程第4、「議席の決定について」でございます。現在新委員の皆様には仮の議席ということでお座りいただいておりますけれども、多摩市都市計画審議会運営規則第6条第1項の規定に基づいて席順を会長が定めることになっております。今は同条第2項によってあらかじめ事務局によって設定されました仮の議席をあいいうえお順で決めております。新たな議席といたしましては1番が会長、2番が職務代理者とし、以下、今お座りいただいておりますよ

うにあいうえお順で決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中林会長           ありがとうございます。それでは、議席の指定につきましては多摩市都市計画審議会運営規則第6条第1項の規定に基づいて、次のように指定させていただきます。

1番は会長である私、中林一樹です。2番は職務代理者をお願いいたしました西浦定継委員です。3番は赤穂省平委員です。5番は浅倉義信委員です。6番は安斉きみ子委員です。7番は板橋茂委員です。8番は遠藤ちひろ委員です。9番は尾中信夫委員です。10番は金子博委員です。11番は金子裕一郎委員です。12番は小暮和幸委員です。13番は齋藤靖委員です。14番は坂田忠孝委員です。15番は祖父江昭宏委員です。16番は藤原マサノリ委員です。17番は本間としえ委員です。18番は菓袋奈美子委員です。19番は宮崎眞澄委員です。20番は向井かおり委員です。4番につきましては本市慣例により欠番としてきましたので、今回も欠番といたします。

以上のように議席を指定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中林会長           ありがとうございます。後で出てきますけれども、議席順に議事録の署名委員をお願いすることがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから審議案件につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思いますので、多摩市都市計画審議会運営規則第12条の規定に基づき公開といたします。また、傍聴者につきましては多摩市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱規定に基づいて先着10名以内とさせていただきます。本日傍聴希望者はおられますでしょうか。

都市計画課主事   傍聴者はございません。

中林会長           傍聴者はないということですので、このまま続けさせていただきたいと思います。

では、次に日程第5、「署名委員の指名」を行います。多摩市都市計



画審議会運営規則第18条第3項の規定に基づき、本日の議事録の署名委員につきましては3番の赤穂委員、5番の浅倉義信委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。赤穂委員、浅倉委員には議事録が整った段階で事務局よりご連絡があると思いますので、よろしくお願いいたします。

議事録については、最終的には名前を全部伏せて、誰が発言したかわからないんですけども、速記録をもとに事前に目を通していただいて、修正その他があれば修正して、その後署名をいただいて確定することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは日程第6、第1号議案でございます。「多摩都市計画道路の変更（多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線）」の審議に入りたいと思います。この件につきまして事務局より説明をお願いいたします。都市計画課長、お願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の榎本でございます。恐縮ですが座ってご説明させていただきます。議事日程第6の第1号議案、「多摩都市計画道路の変更」について説明させていただきます。

初めに資料の確認をお願いいたします。資料1をごらんください。1ページから11ページまでが多摩都市計画道路の変更について東京都知事から多摩市長宛てに照会されている文書でございます。

12ページは、東京都の照会文書に対しまして多摩市長から回答する案文でございます。

13ページは多摩都市計画道路の変更について多摩市街づくり審査会から出された答申でございます。

続きまして、参考資料1をごらんいただきたいと思います。1ページと2ページが本日ご説明する項目をまとめた資料でございます。この内容に沿って参考資料等を使用しながら説明させていただきたいと思います。

3ページが東京都で進めております今回の事業の流れでございます。

4ページと5ページですが、A3のものです。南多摩尾根幹線の概要をまとめたものでございます。裏面が5ページになっております。

6ページから8ページまでが、特例環境配慮書の内容について東京都から照会のあったものに対して多摩市長から東京都知事に回答した意見書でございます。

9ページと10ページが、特例環境配慮書の内容について東京都知事（環境局）から事業者であります東京都都市整備局と建設局に送付された意見書でございます。

11ページと12ページが対象計画の策定方法についてまとめられた資料でございます。

最後に冊子として南多摩尾根幹線の都市計画変更素案及び特例環境配慮書のあらましをまとめた冊子をご用意しております。

資料は以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、初めに参考資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。この資料は南多摩尾根幹線の都市計画変更について本日ご説明する項目をまとめたものでございます。この順番に沿って説明したいと思います。

まず1番目の本日の都市計画審議会の開催目的でございます。ここにございますとおり、事業者（東京都都市整備局、建設局）は、都道であります南多摩尾根幹線、区間といたしましては聖ヶ丘5丁目から南野3丁目までの間でございますが、ここの都市計画を変更するため環境アセスメントとあわせて都市計画変更手続を進めているところでございます。参考資料1の3ページは後ほど説明させていただきます。

東京都都市整備局からは、都市計画法第18条に基づき9月10日付で市の意見を聴くため、多摩都市計画道路の変更について意見照会がございました。その内容につきましても後ほど資料1の1ページから11ページのところで説明いたします。市といたしましては、都市計画変更案に回答するためには多摩市街づくり条例の定めにより多摩市街づくり審査会の意見を付して多摩市都市計画審議会に諮る必要がございます。そのため本日、都市計画審議会を開催し、都市計画の変更案について意見を伺うものでございます。

その条文を2番の開催根拠に記載しております。そちらをごらんいた

だきたいと思います。多摩市街づくり条例第34条第5項におきまして、市長は、都市計画法第18条第1項の規定により東京都が決定または変更する都市計画に関して意見を述べる時は、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該決定または変更する都市計画が、身近な市民生活に影響を与えると認められるときは、あらかじめ審査会の意見を聴くとともに、当該審査会の意見を付して都市計画審議会の意見を聴くものとするでございます。

南多摩尾根幹線は沿道の市民などの関心も高く、身近な市民生活に配慮が必要な路線でございます。そのため平成30年10月11日に多摩市街づくり審査会を開催いたしまして、10月18日付で多摩市長宛てに答申をいただいている状況でございます。答申の内容につきましては後ほどご説明いたします。

参考資料1の3ページをごらんいただきたいと思います。こちらの資料は、今回、東京都が進めております本事業の流れをまとめたものでございます。大きく2つに分けられ、左側の点線のボックス、都市計画の流れを示したものと、右側の点線のボックスは環境影響評価の流れを示したものでございます。

資料上部の①にございます整備方針策定及び説明会のところですが、東京都では平成27年2月に南多摩尾根幹線の整備方針を策定し、今後の進め方について市民の皆様などに説明するために、2月から3月にかけて説明会やオープンハウスを開催しました。その後、②をごらんいただきたいと思います。左側ですと都市計画変更素案の説明会、右側ですと特例環境配慮書の説明会ということで、平成29年10月から11月にかけて都市計画変更素案の説明会と特例環境配慮書の説明会を同時に開催し、都市計画法に基づいた都市計画変更に向けた手続が始まっております。

今回の対象区間は4車線かつ延長2キロメートルを超える道路となっているため、都市計画変更に先立ち、東京都環境影響評価条例に基づく、右側のボックスにございます環境影響評価の手続が必要となっております。このため、②にございます特例環境配慮書の説明会の後に、③

になりますが、市から東京都環境局へ環境保全の見地などから意見書を提出しております。また、市民の皆様からも意見書が提出され、平成30年4月から5月にかけて特例環境配慮書に係る見解書の公示・縦覧が行われております。

次に④になりますが、平成30年5月には都民の意見を聴く会が開催され、その後⑤の東京都環境影響評価審議会から東京都知事に対して答申が出されております。その答申を受けまして東京都知事（環境局）から事業者であります東京都（都市整備局と建設局）に、⑥でございます特例環境配慮書審査意見書が送付され、黒く塗りつぶされている計画策定（複数案から1案に絞る）というところまで現在は来ている状況でございます。

左側のボックスの都市計画の流れにつきましては、黒く塗りつぶされております都市計画変更案に対する市への意見聴取というところまで現在来ている状況でございます。

今後は右側の環境影響評価の流れといたしましては、環境影響評価書を取りまとめ、公示・縦覧が行われ、左側の都市計画の流れといたしましては都市計画変更案の公告・縦覧が行われまして、今回の本題であります市長から東京都知事に対して意見書を提出し、市民の皆さんなどからも意見書が提出され、その後東京都の都市計画審議会に諮り、都市計画決定・告示という流れでございます。一連の都市計画手続などが完了いたしますと、事業概要説明会を経て平成31年度から工事着手、平成37年度には道路が供用開始される予定となっております。以上が東京都で進めております事業の流れでございます。

続きまして資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。この資料は、先ほどご説明いたしました平成30年9月10日付で東京都知事（東京都都市整備局）から多摩市長宛てに多摩都市計画道路の変更について意見照会が来た文書でございます。この文書に対しまして、多摩市長として平成31年1月11日までに回答する必要がございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。横になりますので見にくいかと思いますが、よろしく申し上げます。こちらは南多

摩尾根幹線全線に関する都市計画変更後の内容を記載した計画書案でございます。一番下に変更理由といたしまして、「交通の円滑化及び健全な市街地の発展を図るため変更する。また、本都市計画による3・1・6号南多摩尾根幹線事業が周辺に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。」となっております。

3ページを引き続きごらんください。今回の都市計画の変更の概要でございます。3点ございます。1点目は一部車線の数の決定でございます。多摩市聖ヶ丘5丁目から南野3丁目までの区間につきましては、これまで車線数の規定がございましたが、新たに4車線として決定するものでございます。2点目の変更点は、一部構造形式の変更でございます。今回の対象区間である延長約5,480メートルを掘割式から地表式に変更するものでございます。本日お配りの冊子の13ページをごらんいただきたいと思います。

中林会長                   この冊子です。

都市計画課長           この冊子にございますイメージが掘割式のイメージでございます。構造形式の変更ということで、このイメージ図にあります掘割式を、後ほど何度か説明いたします地表式、平面構造に変更するものでございます。

資料1の3ページにお戻りいただきたいと思います。3つ目の変更点は立体交差の追加でございます。鎌倉街道と交差する箇所につきましては、南多摩尾根幹線をオーバーパスさせるものでございます。以上が都市計画の変更の概要でございます。

4ページをごらんください。これは今回の都市計画を変更する区間、延長約5,480メートルを示した総括図でございます。

5ページをごらんください。5ページから11ページまでが今回の都市計画を変更する計画図でございます。計画図1から計画図7の7枚に分割して示した計画図でございます。

その中の6ページ、計画図2をごらんいただきたいと思います。南多摩尾根幹線は基本的には道路幅員が既に確保されている路線でございます。しかしながらエコプラザ多摩の西側付近、図面の中央付近、R＝

500メートルと表記されているあたりでは一部現道よりも道路が拡幅されます。そのため、多摩よこやまの道が一部改変される範囲がございます。

次に、南多摩尾根幹線の概要についてご説明いたします。参考資料1の4ページをごらんいただきたいと思います。カラーで折り込みのA3の資料でございます。こちらの資料は南多摩尾根幹線の概要をA3両面でまとめた資料でございます。左上の現在の都市計画の概要でございますが、名称は多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線、区間といたしましては、起点として調布市多摩川3丁目（多摩川原橋）から終点町田市小山町（町田街道）まででございます。延長は約16.6キロメートル、多摩市内ですと延長約7.7キロメートルでございます。幅員は標準幅員として43メートル、広いところでは約60メートルもあり、幅員に恵まれた路線となっております。構造といたしましては地表式、堀割式、地下式（トンネル式）となっております。地下式（トンネル式）につきましては今回の対象区間外でございますが、稲城市境付近では地下式（トンネル式）となっております。車線については規定がございません。

右側の位置図をごらんいただきたいと思います。位置図にございましており、南多摩尾根幹線は多摩地域の骨格をなす幹線道路であるとともに、調布保谷線と接続している埼玉県から神奈川県に至る広域的な道路ネットワークを形成する重要な路線となっております。下のほうに計画道路（約5.5キロメートル）と書かれている赤い線が今回の対象区間となっております。

左側に戻りまして、主な経過及び今後の予定についてでございます。昭和44年5月には南多摩尾根幹線の都市計画決定がされました。昭和46年3月には多摩ニュータウン第1次入居が諏訪・永山地区で開始されております。昭和50年前後になりますと、環境（公害）問題を主とする本線につきましての反対運動がございました。昭和51年3月には公害問題に対応する処置に関する意見書の提出が多摩市議会議長から東京都知事に提出されております。実質反対となるような意見書の提出

でございました。

平成3年10月には南多摩尾根幹線の都市計画変更ということで、一部区間の構造形式を掘割構造に変更するなどの都市計画変更がございました。平成10年6月には環境問題に対応する処置に関する意見書の提出が多摩市議会議長から東京都知事宛てに提出され、実質2回目の反対となる意見書の提出がございました。平成13年11月には東京都におきまして行政評価結果が出され、多大な事業費や長期の事業期間を要するため、事業手法を見直すよう評価された行政評価結果が出されております。

平成18年4月には多摩地域における都市計画道路の整備方針、第3次事業化計画が策定され、本線につきましては優先道路の路線外という位置づけにされております。平成19年4月には多摩川原橋から町田街道まで暫定2車線で交通開放が、一部4車線も含めて開放されております。平成25年4月には整備の積極的推進に関する意見書の提出が多摩市議会議長から東京都知事に提出されております。南多摩尾根幹線の整備を積極的に進めるよう、これまでの方針転換をするような大きな節目となる意見書の提出が、市議会の全会一致による提出ということでございました。同年8月には南多摩尾根幹線に関する懇談会（多摩市主催）といたしまして、参加者36名がございました。

平成26年5月には当時の舛添知事が多摩ニュータウンを視察し、南多摩尾根幹線は直ちに整備促進するよう指示がございました。同年10月には整備推進に関する要望書の提出ということで、多摩市長から東京都知事宛てに、本線については整備を促進してほしいという要望書の提出がございました。同年12月には東京都長期ビジョン策定ということで、南多摩尾根幹線の整備推進については明文化されております。平成27年2月には南多摩尾根幹線の整備方針が策定され、全線4車線、平面構造、沿道環境に配慮した道路形態などの整備方針が策定されました。同年2月から3月にかけてはこの方針に関する説明会とオープンハウスが合計8回開催され、参加者が514名ございました。

平成28年3月には東京における都市計画道路の整備方針（第4次事

業化計画)が策定され、本線につきましては優先整備路線に選定されております。平成29年5月には唐木田区間の工事が開始されております。こちらは都市計画の変更がない区間でございますので、工事が開始されております。同年9月には東京都の都市づくりのグランドデザインが策定され、南多摩尾根幹線の整備推進について明確化されております。同年10月から11月につきましては都市計画変更素案及び特例環境配慮書の説明会とオープンハウスが合計6回開催され、参加者227名の出席をいただきました。これ以降につきましては先ほど説明いたしましたので割愛させていただきます。

次に資料の右側の沿線地域の課題をごらんいただきたいと思います。字が小さくて見にくくて大変申しわけありませんが、ポイントについて説明いたします。詳しくは配付しております冊子の3ページから5ページにも記載がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

ポイントを説明いたしますと、南多摩尾根幹線は大きく4つの課題がございます。1つ目は、交通の課題として慢性的な渋滞が見られるということでございます。2つ目は安全の課題でございます。南多摩尾根幹線の渋滞により、周辺的生活道路に車両が侵入し混雑しております。そのことで事故の発生のリスクが高まっております。また、一部狭い歩道があり、歩行者と自転車との事故が懸念されている状況がございます。

3つ目は防災の課題でございます。緊急時の輸送道路としての機能が求められております。災害時には片側1車線の現在の道路では混雑する車両で緊急車両が追い越せないなどの可能性がございます。4つ目が、まちづくりの課題でございます。ニュータウンの再生に向けた取り組みでございます。南多摩尾根幹線の整備にあわせまして、商業・業務用途への土地利用転換による雇用やにぎわいの創出でございます。東京都ではこのような課題を解決するためにも南多摩尾根幹線の整備は必要であり、その下にございます4つの整備方針を平成27年2月に策定しております。

下をごらんいただきたいと思います。南多摩尾根幹線の整備方針、平成27年2月に策定したものとしては、1番目は「渋滞の緩和、広域的



な幹線道路機能の確保のため全線4車線とする。」2番目は「沿道へのアクセスやまちづくりとの一体性などから平面構造（地表式）とする。」3番目は「現在の道路用地を有効活用し、沿道環境に配慮した道路形態とする。」4番目は今回の対象区間ではございませんが、「多摩市及び稲城市の市境付近はトンネル構造（地下式）とし、保全地域に配慮したルートを検討を行う。」ということでございます。

裏面の5ページをごらんいただきたいと思います。こちらは南多摩尾根幹線の概要図でございます。左側の図を見ていただくと、市内のほとんどのところが水色の2本線で示されている暫定2車線区間でございます。緑で示されている上の部分、多摩市域、約7.7キロメートルの区間がこちらでございます。

市内では大きく3つの動きがございます。1つ目は左側の青字の（1）の事業中区間（唐木田区間）でございます。ぐりーんうおーく多摩付近の（仮称）唐木田3丁目の交差点から（仮称）大妻女子大学交差点までの約0.9キロメートルでございます。こちらは現在車道を4車線化する工事が進められてございます。その左右の黒く塗りつぶされたところ、八王子側の西側の部分と、唐木田大橋の区間は既に完成しております。

2つ目は真ん中の赤色の部分、（2）の事業予定区間、今回の対象区間でございます。多摩市総合福祉センター前交差点から多摩東公園交差点までの約5.5キロメートルになりますが、都市計画の変更や環境影響評価の進めている区間でございます。

3つ目は右側の紫色の（3）の今後の事業予定区間でございます。多摩東公園交差点から稲城福祉センター入口交差点までの約3.3キロメートルになりますが、この区間はまだ未定の区間でございます。以上が多摩市内における南多摩尾根幹線の状況でございます。

続きまして、その下にございます6つの四角の枠のところにつきまして、これまでの説明会等で出された主な意見等を表記しております。恐縮ですが、参考資料1の3ページにお戻りいただきたいと思います。先ほど説明した事業の流れです。こちらのフロー図に記載しております①の整備方針策定及び説明会から⑦の計画策定までの説明会等出され

た主な意見等を、先ほどの6つの囲みのところの①から⑦で記載しております。①の整備方針策定及び説明会で出されたのが参考資料1の5ページの①の南多摩尾根幹線の整備方針に関する説明会での主な意見ということで、①から⑦が突合できるようになっております。

それでは順番に説明いたします。参考資料1の5ページの①、南多摩尾根幹線の整備方針に関する説明会での主な意見でございます。この説明会は道路構造の基本的な考え方を整備方針として定め、今後の進め方について東京都が説明したものでございます。主な意見といたしましては、道路構造に関することとして整備方針（平面構造、4車線、早期整備）に賛成である、車道をできるだけ中央に寄せて沿道から離して欲しい、高低差のある区間はどういう構造になるのか、掘割（蓋掛け）の構造が望ましい、沿道環境への配慮として植樹帯の設置は必要である、環境に関することといたしましては、住環境への配慮を一番に考えて欲しい、希少種の生息環境を保全して欲しい、環境アセスメントをしっかりとやって欲しい、その他の意見といたしましては、住民の意見を聴きながら進めて欲しいというものでございます。

②の都市計画変更素案及び特例環境配慮書の説明会での主な意見でございますが、本説明会では都市計画変更素案及び特例環境配慮書について事業者から説明がございました。それに対しまして、道路構造に関することとしては、沿道環境に配慮してトンネル構造も検討して欲しい、今後掘割案を検討することはないのか。事業に関することといたしましては、事業スケジュールを教えて欲しい、もっと早く完成できないのか。環境に関することといたしましては、道路に面しているため、より高い遮音壁を設置して欲しい、大気、騒音・振動は現況と比べてどの程度変化するのか、供用開始後の環境影響が予測値と異なるときの対処方法は、その他といたしましては、多摩東公園交差点は平面交差で大丈夫なのかといった意見がございました。

③の主な意見につきましては後ほどご説明いたします。

右側の④、都民の意見を聴く会につきましては平成30年5月29日に開催され、6名の方が口述の意見を述べられております。環境基準を

満足しているから問題ないということではなく、関係者全員により公平な環境を実現して欲しい、本線と沿道住宅の高低差は場所によって異なり、遮音壁の高さを変えるなどきめの細かい騒音対策をして欲しい、鶴牧区間の擁壁は圧迫感の少ない法面、緑化にするなど、沿道市民から見える景観に配慮して欲しい、鶴牧B案の副道は住宅と近接し抜け道として利用され維持管理コストもかかるため廃止して欲しい、副道を設置する場合は自動車が減速する構造にして騒音を軽減して欲しいという意見がございました。

⑤、⑥、⑦につきましては後ほどご説明いたします。

次に都市計画変更素案及び特例環境配慮書等について説明いたします。まず、特例環境配慮書とは、こちらのような本で大変分厚いものなんですけれども、環境に及ぼす影響を定量的に予測・評価しまして環境保全の対策等を行った内容を記載しているものでございます。

参考資料1の冊子、「都市計画変更素案及び特例環境配慮書のあらまし」をごらんいただきたいと思います。この冊子に基づきまして概要を説明いたします。この冊子の11ページをごらんいただきたいと思います。

都市計画変更素案の計画の要旨ということで4点ございます。1つ目は、渋滞の緩和、広域的な幹線道路機能確保のため全線4車線とします。2番目、沿道へのアクセスやまちづくりとの一体性などから平面構造とします。3番目、鎌倉街道との交差部は立体交差、オーバーパスとします。現在の道路用地を有効活用し、沿道環境に配慮した道路形態としますというものが計画の要旨でございます。こちらの図面では今回対象となる区間、約5.5キロメートルを下のところで示しております。その中で真ん中の部分、標準区間と、左側と右側にございます複数案作成区間①、鶴牧区間と右側の複数案作成区間②、諏訪・永山区間というのがございます。複数案作成区間は道路横断方向に高低差のある鶴牧区間と諏訪・永山区間におきまして車道の配置等が異なる2つの案、A案とB案を作成しているものでございます。

具体的には7ページと8ページをごらんいただきたいと思います。こ

こちらはタイトルにありますとおり、計画道路の現況と標準区間における計画平面図と計画横断図を示したものでございます。上段の左側の現況平面図をごらんいただきますと、現在は暫定的に2車線で整備されており、①から⑥の場所における現況横断図が右側の横断図でございます。場所によっても異なりますが、道路中央部分に土が盛られている状況になっております。

次に下段の計画平面図ですが、標準区間が示されており、白抜きされた空間が複数案の区間でございます。右側の計画横断図①から⑥をごらんください。こちらは標準区間の横断図ですが、沿道環境に配慮して車道を道路中央に寄せ、両側に幅の広い歩道・植樹帯等を設置することを基本としております。その下に左側は多摩南野交差点付近のイメージ図、右側は鎌倉街道をオーバーパスするイメージ図を示しております。

9ページと10ページをごらんください。こちらはA案とB案の複数案を作成した鶴牧区間と諏訪・永山区間の図面でございます。9ページの上段が鶴牧区間のA案とB案の計画平面図でございます。下段が現況の横断図とA案とB案の横断図になります。現況では1車線の車道が北側と南側にそれぞれ暫定的に整備されております。右側のA案、車道セパレート案では、車道の上下線を分離させ、上り線を低い北側に、下り線を地形の高い右側に配置する案でございます。その隣のB案は車道の上下線を集約し、地形の高い南側に配置する案でございます。B案につきましては北側の市道との接続等を考慮し、副道が設置されております。なお、A案・B案ともに北側と南側の高低差があるため、約7メートルを擁壁で支える構造となっております。

右側の上段が諏訪・永山区間のA案とB案の計画平面図でございます。下段が⑧と⑨の場所の現況の横断図と、それぞれのA案とB案の横断図になっております。現況では、車道部分は南側に集約され暫定的に整備されております。A案は車道の上下線を中央に寄せ、エコプラザ多摩前交差点の形状を丁字交差とした案でございます。このA案では、北側と南側の高低差約10メートルを擁壁で支える構造になっております。また、沿道との接続等を考慮して、南側には副道が設置されます。次にB

案は、車道の上下線を南側に寄せ、エコプラザ多摩前の交差点の形状を現在と同様にS字交差とした案でございます。右側の下にありますイメージ図は、諏訪・永山A案とB案の、⑧の場所におけるイメージ図でございます。

以上が標準区間と複数案の概要でございます。

引き続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。今ご説明しました対象計画の案につきまして、こちらの表に示されております環境影響評価の10項目について予測・評価が行われております。予測・評価の条件としてはここに記載されているとおりでございます。各環境影響の予測・評価については15ページから27ページまでにまとめられているとおりでございます。いずれの項目も環境基準を満たしている結果となっております。

時間の関係上、28ページに飛ばさせていただきます。28ページをごらんいただきたいと思います。28ページには総合評価がまとめられております。各区間のA案とB案は同じ評価結果であり、ほとんど差のないものでありますが、異なる評価結果になっているものがございます。上のほうの鶴牧区間で異なる評価となった内容は、2つ目の丸のところでございます。環境に及ぼす影響の評価として、騒音・振動について鶴牧A案のほうが騒音・振動レベルが高くなり、建設発生土の発生量が多くなる評価となっております。それから、4つ目の丸印のところでございます。社会・経済面からみた生活者の視点の評価として、鶴牧B案のほうが住宅の集中している北側の沿道から車道の位置が離れるという評価となっております。

次に、諏訪・永山区間で異なる評価になった内容は、2つ目の丸印のところでございます。環境に及ぼす影響の評価として、廃棄物について諏訪・永山A案のほうが建設発生土の発生量が多くなる評価となっております。4つ目の丸印のところ、社会・経済面から見た生活者の視点の評価といたしましては、諏訪・永山B案のほうが住宅の集中している北側の沿道から車道の位置が離れるという評価となっております。また、事業者の視点の評価といたしましては、諏訪・永山A案は建設発生土の

発生量が多いこと等から事業費が高くなる評価となっております。このような結果を踏まえまして、その後の環境影響評価の手续としてさまざまな意見が提出されております。

その内容についてご説明するために、A3の参考資料1の5ページにお戻りいただきたいと思ひます。カラー刷りの資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

5ページ裏面の左側の緑のところでございます。③の特例環境配慮書の内容について、多摩市長から東京都知事（環境局）へ環境保全の見地などから意見書を平成29年11月に提出しております。その公文書の写しは参考資料1の6ページから8ページにありますので、ここに概要をまとめております。ここに書いてありますとおり6点でございます。道路供用開始後、沿道地域への環境負荷の増加が懸念される。沿道市民の意見にも配慮し不安を払拭して欲しい。大気汚染対策は道路勾配を可能な限り緩やかにし、自動車からの排出ガスの発生をできる限り少なくして欲しい。騒音・振動対策は遮音壁に関する意見等について検討を行い、より一層の環境負荷の低減に取り組んで欲しい。生物・生態系は、多摩市生物多様性ガイドラインを踏まえ、生物多様性や自然環境の保全に配慮して欲しい。景観は、沿道市民から見える景観にも配慮し、擁壁部分は圧迫感の軽減や緑化等を検討して欲しい。沿道市民等から出された環境保全に関する意見は、計画を進める中で検討し、対策を講じられるよう努めて欲しいという内容になっております。

右側の⑤と⑥をごらんください。東京都環境影響評価審議会の答申を受けまして、東京都知事（環境局）が特例環境配慮書審査意見書を作成し、事業者である東京都都市整備局と建設局に意見書が送付されてございます。公文書の写しは参考資料1の9ページから10ページにございますが、ここに概要をまとめてございます。⑤と⑥について2点ございます。まず騒音・振動につきましては、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底すること、新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響の

懸念が示されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討することがございました。これは先ほど説明いたしました多摩市長の意見書の内容が追従されているものでございます。

続きまして、一番下の⑦の計画策定についてです。策定された経過を参考資料1の11ページでご説明いたします。恐縮でございますが、参考資料1の11ページをごらんいただきたいと思います。A4の横の資料でございます。対象計画の策定方法についてでございます。対象計画の策定方法は、ここがございます知事の審査意見書、都民及び関係市長等の意見、都民の意見を聴く会での意見、事業者の視点による評価を総合的に判断して、鶴牧区間及び諏訪・永山区間ともに車道を南側に集約するB案を対象計画として選定されております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。A3のカラーの資料でございますが、一番下の青の二重線で囲まれたところをごらんいただきたいと思います。左側の鶴牧B案は車道が南側に集約され、副道が設置されてございます。右側の諏訪・永山B案につきましては車道が南側に集約され、永山駅方面からくる府中町田線は現在と同じくS字交差となり、副道が設置されない案でございます。対象計画としては鶴牧区間、諏訪・永山区間ともにB案ということで選定されております。

続きまして、多摩市街づくり審査会の答申についてでございます。資料1の13ページをごらんいただきたいと思います。

中林会長 A4の1枚のものです。

都市計画課長 資料1の13ページをごらんいただきますと、こちらの資料は多摩市街づくり条例の定めにより、本案件につきまして多摩市街づくり審査会に意見を聴き、多摩市長宛てに答申として出されたものでございます。

内容を見ていただきますと、審査会の意見といたしましては、このたびの諮問は多摩都市計画道路の車線数・構造等の都市計画変更にかかわる事項ではございますが、本審査会の役割として高齢社会や環境社会、多摩ニュータウンの再生を踏まえ、広域的な幹線道路ではあるものの市民生活にやさしい道路であって欲しいというまちづくりの観点から以下審査会の意見を述べるとございます。なお、市は当該意見を踏まえ引

き続き東京都と協議を継続することという意見がございました。

1 番目といたしましては、「工事に伴い遊歩道、「多摩よこやまの道」の一部が削られることから、代替路の検討と共に、新たに生ずる法面及び復元される遊歩道は、自然や景観に配慮した構造物とすること。」2 番目、「南多摩尾根幹線沿道では、今後、多摩ニュータウン再生方針により、賑わいと雇用を創出する土地利用の立地も検討されている。当該道路計画では、現在の道路用地を有効活用し、沿道環境に配慮したことで、歩道・植樹帯が広幅員な道路の形態となっており、沿道遊休地等の新たな土地活用を検討するうえで、課題になりうるとも懸念される。今後、業務や商業・産業施設の誘致も踏まえ、沿道の土地を有効に使えるよう、道路と沿道敷地との接道についても、十分に配慮すること。」3 番目、「車道が広幅員であることから、歩行者が安心して横断できるように工夫すること。」4 番目、「市は都が実施する都市計画変更案や説明会の内容などについて、広く市民に周知できるよう検討すること。」という意見をいただいております。

次に都市計画変更案の回答案でございます。資料 1 の 1 2 ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの資料は東京都知事から都市計画変更案について意見照会が来ているものに対して多摩市長から回答する案でございます。この案文は多摩市街づくり審査会の意見や、本日の多摩市都市計画審議会での意見を踏まえ、最終的に市で取りまとめているものでございます。

多摩市としても今回の都市計画変更案については南多摩尾根幹線の整備を推進する上で必要なものであり、了承するという立場で考えておりますので、回答案といたしましては「計画案のとおり了承いたします。」としております。その一方で、今後事業を進めていく上で沿道の市民の方々などが大変気にかけております内容につきまして、今回の回答文書の中に全てを書きとめるわけにはいきませんので、なお書きといたしまして、今後事業を進めるに当たっては、これまで沿道市民等から出された意見や特例環境配慮書審査意見書の内容について留意し、ご配慮をお願いしたいという内容にしております。あわせて回答文書の添付



書類といたしまして本審議会での答申や街づくり審査会での答申を添付しまして、審議会が市に答申しました内容についても東京都知事（都市整備局）にお知らせしながら回答にしていきたいと考えております。

本事業は東京都が進めている事業でございますが、多摩市にとって南多摩尾根幹線の整備は長年の懸案事項であります。多摩市都市計画マスタープランにも示しているとおりの南多摩尾根幹線の整備を促進する考えでございます。

続きまして、参考資料1の2ページをごらんいただきたいと思っております。7の今後のスケジュールでございます。本日の審議を踏まえ、11月下旬を目途に多摩市都市計画審議会から多摩市長宛てに答申をいただきたいと考えております。そして、平成31年1月上旬には多摩市長から東京都知事（都市整備局）宛てに意見照会の回答をしたいと考えております。平成30年度中には東京都の都市計画審議会に諮られ、都市計画変更を告示される予定と聞いております。皆様方には多摩市街づくり審査会の意見を踏まえましてご意見を頂戴したいと存じます。その答申を踏まえまして、多摩市から東京都に回答していきたいと考えております。

説明が大変長くなって申しわけございませんでした。多摩都市計画道路の変更についての説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

中林会長 説明は以上ということでございます。審議をしていかなければいけないわけですが、ご意見・ご質問等あるかと思っております。時間もあまり、あと50分で予定の時間ですので、その範囲内でお願いしたいとは思いますが、ご質問・ご意見がありましたら承りたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

〇〇委員 私、永山に住んでおります。この夏、永山4丁目の皆さんの南多摩尾根幹線に関するご要望とかご意見とかを聞く機会があったんですが、特に南多摩尾根幹線に密接している永山4丁目の3番地の方たちの声を聞いたわけですが、この中には実は初代、初めのころ、いわゆる反対運動で座り込みをされた女性の方々が複数参加されておりました。

そういう中で、多摩市議会が全会一致で南多摩尾根幹線の整備促進を

進めるようにとして意見書を上げたこともお話をいたしましたけれども、皆さんの共通した不安は、住環境に対する影響が一番心配だということでした。そういう中でも堀割だとか蓋掛けだとか、トンネルだとか、そういう声も出たわけですが、この間ずっと東京都でも説明会をされ、さまざまな形でお伝えする機会があって、ご意見を聞く機会もあったわけですが、参加されている方もいらっしゃるんですが、参加されていない方がどちらかという人多くて、そういう不安とか疑問も私に寄せられたわけですが、今説明があったようなお話なども織りまぜながら話していく中で、大方納得されてきていらっしゃるのかなという感触を得ているところです。

ですが、例えばここにも出ております音の問題と振動の問題ですね。振動については道路が今非常に対策が施されていて、あまり振動が伝わらないような道路の面になるということも話があったと思うんですけど、もう一つが遮音壁、壁の問題で、ここにも出ていますように、ところによって高さを変えたり緑化したりという話が出ていますが、そういった微妙なところについては今後具体的に市民の皆さんのご意見を出せるような機会とか東京都の話し合いとかができるのか、その点を1点お伺いしたいと思います。

中林会長                   では課長、お願いします。

都市計画課長           この冊子の中の11ページ、12ページをあけていただくと、計画の要旨のところ最後の丸印にも書いてありますが、現在の道路用地を有効活用し、沿道環境に配慮した道路形態としますということが書かれております。先ほど説明させていただきましたとおり、現在の幅員は大変広幅員、43メートルを標準としておりますが、広いところだと60メートルぐらいあるということで、まずその広幅員の道路用地を有効活用し、沿道の環境に配慮します。

具体的には、今委員さんからございましたけれども、低騒音舗装や広幅員の歩道、植樹帯の設置などによって距離を置くという環境に配慮した道路形態をまず目指しているとのこと。今回は都市計画の変更についてのご審議ということでしたので、先ほど申し上げました4車線に

するということですか、オーバーパスにするということとか、掘割が平面にするというご審議をいただいているんですけども、今後の予定につきましては都市計画の変更がされた後、具体的な工事についてはこの資料ですと3ページ、今後のフローということで参考資料1の3ページにも書いたとおり、今年度が都市計画の変更、あと環境影響評価書も公示・縦覧をして、来年度から工事に着手したいというスケジュールになっておりますが、その前には事業概要の説明会、詳細については未定と聞いておりますけれども、工事の前にはその事業の説明も、お知らせもさせていただく中でまたご意見を聞いて検討していくと聞いております。

中林会長            どうぞ。

〇〇委員            もう1点、これも地域の方から寄せられた声なんですけど、工事中の騒音対策についても配慮して欲しいということがあったんですけど、冊子の15ページでも工事する場所については基準をクリアしているということですけども、近隣住宅、特に永山4丁目3番地のあたりには高齢の方が在宅していらっしゃるわけですが、その方のご意見ですと、例えば日中の騒音が非常にきつようであれば一時避難みたいなことも必要なのではないかという意見を私に届けられた方がありましたので、工事現場の音と近隣の住宅地にかかる騒音との関係も、どういう実態になるかわかりませんが、懸念する声があったということをお伝えしたいと思います。もし何かありましたらお願いいたします。

中林会長            いかがでしょうか。どうぞ。

環境政策課長        環境政策課の佐藤です。よろしくお願ひします。今の工事中の騒音に関しましては、今後工法とか構造とかが検討されているところですけども、南多摩尾根幹線にかかわらず、建設工事に関しては騒音規制法に基づきまして特定建設作業、あと環境確保条例に基づきまして、これは都条例ですけども、指定建設作業というところで規制基準が設けられております。この辺の規制に関しては市の対応ということでされておりますので、状況を見て、そういった基準を超えるようなことがあれば私も環境政策課が現場を指導することになりますので、そういったこと

で対応していきたいと考えております。以上です。

中林会長           どうぞ。

都市計画課長      補足させていただきます。本日お配りした冊子の15ページから19ページにかけて環境影響の予測と評価を細かく記載しております。例えば今ご質問がございました騒音・振動につきましては、17ページの左上に予測事項、環境配慮目標ということで工事の施工中、工事の完了後ということでそれぞれ区分がございます。それぞれ工事の施工中・完了後におきましても、現在の予測・評価といたしましては、標準区間の例で申し上げますと、東京都の環境確保条例に基づく勧告基準を満足しているという予測・評価が現状でされているところがございます。ただ先程、環境政策課長が申し上げたとおり、工事中・工事後にその予測・評価と異なるような環境に著しく影響を及ぼすような状況になれば、それに対応していくという考え方と聞いております。

〇〇委員           ありがとうございました。

中林会長           よろしいでしょうか。

〇〇委員           はい。

中林会長           ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

〇〇委員           質問といたしますか、確認なんですけれども、この予測・評価の大前提とされているのが現状の予測・評価条件だと思しますので、この冊子の14ページですけれども、ここに計画交通量が書いてありますが、供用時というのは現状のことなんですか。供用時という数字ですね。1日3万5000台から3万6,600台ぐらいで、整備完了後というのがこの工事が完了した後ということなんですか。といいますのは、この道路は特に土日とか朝は非常に渋滞するので避けている人が多い。しかしながら、今回整備することによって交通量がもっと増えるんじゃないかと思っているものですから、この数字の大前提を教えてください。

それから、特にネックのところがあるので非常に渋滞するんだと思うんですけれども、このネックが解消された折に、土日とかピーク時にはもっと増えるのかというところが知りたくて、どのような形で算定されている数字なのか教えてください。

中林会長           どうぞ。

都市計画課長       ご質問は計画道路の供用時と道路ネットワーク整備完了時の予測条件のことだったと思います。現在の1日当たりの交通量といたしましては約1万7,400台から2万200台となっております。計画道路の供用時、この道路が供用を開始された平成37年に完成する予定で供用されるということであれば、その時点では1日当たり約3万500台から3万6,600台ということで交通量が増えるという状況です。

〇〇委員           50%ぐらい増えるという予測ですね。

都市計画課長       1万7,400台から2万200台から3万500台から3万6,600台なので、パーセンテージはすぐに出ないんですけども、増える状況になっている。その一方、都市計画道路が、先ほど申し上げました優先整備路線を示した第4次事業化計画があるんですけども、そうすると、その都市計画道路が現在の80%ぐらいのものが全都的には整備される状況もある中では、ここに書いてある2万7,900台から3万6,200台という予測条件が出されている状況でございます。

話が変わるかもしれませんが、今後人口が減っていくのに車の量がなぜ増えるのかというご質問をされる方もいらっしゃるんですけども、高齢化が進んでいくと、今まで通勤で都内まで通われていた方が、今度は通勤以外の形で地域で車を利用されるということで、パーソントリップの調査の中では車が増えていくという状況もございます。東京都のパーソントリップ調査によりますと、平成20年と平成42年を比較すると、自動車における移動については増えていくという状況もございます。

そういった中では、持続可能な都市を発展させるためには必要な広域道路網をきちんと整備して、それに対応して渋滞が発生しない、防災時に緊急車両等がきちんと通れる、あと、今年は災害が多い残念な年でしたけれども、災害の際の物質が円滑に運ばれる道路整備を進めていく必要があるだろうということで、今回予測をして整備としては進めていくだろうと考えております。

中林会長           よろしいですか。

〇〇委員 はい。

中林会長 車線が倍になるんですね。

〇〇委員 そうですね。

中林会長 今片側1車線の2車線、それで2万台から3万台ぐらいですけれども、それが4車線になってこれぐらいの予想ということで、若干増えても車線が倍になるということで、それから、鎌倉街道のところが立体になりますので、交差点での渋滞はかなり減る可能性はあるということかなと思うんですけれども。

〇〇委員 そういった渋滞解消を期待しています。

中林会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

西浦職務代理者 交通量の話が出たのでちょっとコメントというか、質問ではないんですけれども、お話しさせていただきますと、騒音というのは何に影響されるかという、スピードと交通量、大型車と小型車の混入率によって大きく変わるんですよ。今交通量が倍ぐらいになるというようにこの数字は出ていますが、この中で大型車がどれぐらい走るのかとか、小型車によっても大分違って、大型車の影響は極めて大きいわけです。当然車も大きいですし、エンジンも大きいですから、そこをどう見積もるかというのが前提としては大きく変わってくるかと思います。

あと交通量の話は、中林先生にお話しさせていただきましたが、多分そういうこともありますし、もう一つ、南多摩尾根幹線は町田から相模原に抜けて国道16号につながるという話であって、町田は都市計画決定しまして、相模原も一部、都市計画決定をしまして、あと補給廠がどれぐらい返ってくるのかで、そこを2車線にするのか4車線にするのかはまだ今保留なんですけれども、それがつながると多分交通量も変わってくる話があります。

なので、大事なことは、ここにも書いてありましたけれども、状況を適宜公開して、対応も臨機応変にとっていただくということを東京都も書いてありますから、それは極めて大事だと思います。南多摩尾根幹線ができたときに、今お話がありましたように、昔永山のところでもめたときには、交通量がたしか6万台とか7万台という過剰な数字が出回っ

て過剰に反応されたんだと思います。ですので、ちゃんとした数字と推計値を公開して、これぐらいの数字なんだということを適宜情報公開して、ご説明して、対応もとっていくことをぜひお願いしたいと思います。

ここに書いてあるように、騒音レベルが60デシベルとか70デシベルと書いてありますけれども、実はそんなにないんです。すごく間近で走っているものを騒音計でとれば70デシベルとか60デシベルとかになりますけれども、住宅地に離れば多分低減されます。というのは、うちの学生を使って野猿街道を騒音計でとっていますので、住宅地に入れば多分に軽減されると思いますので、マックスでこのあたりだと思います。それも含めて適時情報公開をしてやっていただくのが一番いいかなと思いますので、よろしくお願いします。

中林会長

どうぞ。

〇〇委員

今回の都市計画内容には入っていないわけですが、立体交差については鎌倉街道1カ所だけが挙げられているわけです。今、西浦先生や〇〇さんのお話にもございましたけれども、これからおそらく大型車も増えたり交通量全体も増えたりしてくるだろう。その際に、今、南多摩尾根幹線を走っていて、これから立体交差で課題になってくるのが多摩東公園の交差点、それから多摩センターをずっと南に下ったいわゆるモノレール通りとの交差点のあたりが今後の課題になってくるだろうということを、市でも我々も十分意識して考えておく必要があるんじゃないかと思います。

中林会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。

〇〇委員

はい。

中林会長

何かありますか。どうぞ。〇〇委員。

〇〇委員

今、住民の方もある程度納得されたと伺ったので安心はしていますが、ちょっと気になりますのが川崎市側のはるひ野の団地ですね。こちらの方には適切にといいますか、多摩市民に対して行われたのと同じように情報提供をされた上で、これは通っているのでしょうか。環境影響評価なんかは該当範囲から何メートル以内は意見を言えるとかいろいろありますけれども、もちろん意見を言えるのはそうで、その権利は

使わないといけないんですが、通常そういうものに気がつかないわけ  
で、ちゃんと住民の方に説明と情報提供がされているのか。特にB案  
になったということで、よりこちらの団地に近い側を車両が走行する状  
況に決めたということですので、その辺のところはどのような具合か、  
これは東京都がすべきことかもしれませんが、ご存じであれば。

中林会長                   どうぞ。

都市計画課長           まず最初に、〇〇委員さんからご意見いただきまして、ありがとうございます  
です。市民の方の中でも、多摩東公園のところは最近渋滞している  
ので、そこについて心配されている意見を出されていて、事務局では認  
識しているところでございます。

東京都といたしましては、基本的なルールとして、4車線の幹線道路  
が交差するところについては立体交差にしていきたいということ  
ですので、残念ながら現在ですと多摩東公園のところは2車線と4車線にな  
りますので、現状のルールの中では立体交差は考えていないと聞いてお  
ります。ただ、今回、南多摩尾根幹線道路が4車線で整備されることによ  
って、多摩東公園についても今の渋滞が改善される方向に進むのでは  
ないかと東京都からは聞いております。

本日の資料ですと、資料1の2ページの計画書のところに全体のいろ  
いろな立体交差のところの記述を書いております。構造形式の内訳とい  
うことで、資料1の2ページです。南多摩尾根幹線全体におきましては、  
ここに書いてあるような立体交差を全体的にしていきたいというのが  
東京都の考え方でございます。右側のJR南武線との立体交差から一番  
下の幹線街路と平面交差12カ所と書いてあるところで、この多摩3・  
3・8号線の立体交差がまさしく鎌倉街道との立体交差と。その下の  
3・3・10号線ですとか3・4・15号線のところが、これは稲城市  
になるんですけれども、川崎街道とか鶴川街道の立体交差と考  
えているところですので、その辺が整備されると車両の進みぐ  
あいも円滑に進むのかと思っております。ちょっと補足させていただきます。

それと、〇〇委員さんのご質問があったところにつきまして。

中林会長                   どうぞお願いします。



環境政策課長 川崎市はるひ野への情報提供ですけれども、こちらについては東京都の環境影響評価条例に基づきまして、関係地域として、はるひ野の3丁目、4丁目、5丁目、黒川のそれぞれの一部については範囲として含まれておりますので、そちらについては条例に基づいて公示・縦覧意見書の照会というところでご案内はしているところです。以上です。

都市計画課長 補足させていただきますと、特例環境配慮書に係る見解書の中で、関係市長に照会して、多摩市だけではなく稲城市、川崎市にも意見の照会をして、川崎市長からも意見をいただいている状況がございます。

今日は時間の関係でご説明をいたしませんけれども、川崎市長からも意見として3点ございます。1番目としては全体的な事項といたしまして、今回の予測・評価結果を踏まえて環境保全対策として行うとしている事項を確実に実施し、環境負荷の軽減に努める必要があるというご意見をいただいております。それ以外の個別事項のご意見といたしましては、史跡・文化財ということで、工事のときに埋蔵文化財包蔵地における工事に先立って、関係の教育委員会ですとか条例に基づいた必要な手続、協議等をする必要があるということをお願いしたいということ、あと、自然とのふれ合い活動の場という形の個別事項といたしましては、工事施工中に環境保全のための措置として、計画道路の改変部において利用者の安全に配慮したよこやまの道の迂回路を確保するとともに、安全の確保に十分配慮するとともに、事前に工事スケジュールの周知を図る必要があるという個別事項のご意見をいただいたという状況がございます。以上です。

中林会長 よろしいでしょうか。〇〇委員。

〇〇委員 時間が迫っているのでなるべく早くやりますが、これは意見なので回答とか必要ないです。こういうお金と時間をかけてやるインフラをつくる時一番大事なのは、かなり長い将来を見つめることだと思うんですけども、現在の環境評価とかと、将来どういう使われ方をするんだろうかということ予測していろいろなことをやらなくてはならないと思っています。

その上で、B案にした場合、南側にずれるということは北側のゾーン

が非常に幅広く残るわけで、そのゾーンの使い方、今環境保全のための騒音を下げするための措置として考えているわけですが、これから将来そういうことでいいのかと思ったんです。そこの沿道もまたある意味開発されるのではないかと、私は長い未来の形でいくと、これだけ道路が頻繁に動かれると、それに対しての評価の仕方が変わってきてしまうので、その評価はもうちょっと違う形になるのではないかと思うことを予測すると、北側のゾーンの、余った緑地帯として今確保しようとしているところの使い方をもう少し有効に使えるような要望書みたいなものも考えておいたほうがいいんじゃないかなと思っていますので、市の要望書の中に入れておいていただければいいかなと思っています。

中林会長

実はこの都市計画審議会よりもちょっと早く多摩市の街づくり条例に基づく多摩市街づくり審査会が開催されて、この件について市長に対して意見を言うということでした。資料1の13ページという1枚ものの紙がそのときに出た意見です。その意見の2番に、今〇〇委員からお話がありました、道路の問題だけではなくて、将来多摩ニュータウンを再生していくようなことにも関連して、まちづくりとしていろいろ考えておくべきことがあるのではないかとということで、ちょっと長い文書になっていますけれども、13ページの2番のような意見を付して多摩市街づくり審査会として答申をしております。これは先ほどの、今日の多摩市から東京都に回答をするものの添付資料としてこれをつけて出されると。もう一部添付資料として、今審議しております多摩市都市計画審議会として出された意見についても、これまでの意見で不十分な部分については添付して示そうということであろうかと思えます。今、〇〇委員からのお話は多摩市街づくり審査会から出ている2番に対応するようなお話と理解してよろしいでしょうか。

〇〇委員

そうです。それを補強していただけてよろしいかなと思いました。最後の、特に2行目に書いてあるように、「誘致も踏まえ」というあたりはとても重要なことだと思われまますので、それを補強していただければよいかなと思います。

中林会長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

〇〇委員 今、〇〇先生から沿道の土地の有効活用という話が出ましたので、私は今日は都市計画の変更とか工事の内容とか騒音のことだったので黙ってしようと思ったんですが、工事をするというのは渋滞を緩和して円滑な交通をつくるという1つの手段であって、今、〇〇先生がおっしゃったように、最終的には沿道の土地の有効活用というのは目標になると思うんですけども、いつも不満に思っていたのは、中林先生と西浦先生にぜひ東京都に話をしてもらいたいと思うのは、どうしてここに公共交通を設ける話が議論の中に出てきていないのかなと。例えばBRTという話もありますけれども、そういうものを持ってこない沿道の土地の本当の有効活用はできるのかなとずっと思っていて、今日はそういう話ではないと思っていたので質問をやめようと思っていたんですが、中林先生と西浦先生にお聞きしたいなと思って、時間がありませんが、すみません。

中林会長 はい。

西浦職務代理者 僕も同じ考えです。ですからこれは、多摩市の都市計画マスタープランが来年以降見直しのプロセスに入ってくると思うので、今回の多摩市の都市計画マスタープランで何が一番大事かという、個人的には南多摩尾根幹線をまちづくりのもう一つのアクセスの軸としてどう位置づけるか、どう利用するかということだと思うんですね。多摩ニュータウンはご存じのように京王と小田急が入ってきていますけれども、今まではリアで鉄道が中心だったんですけども、これからはもう一步、南多摩尾根幹線をどう有効活用していくかということを議論したほうが良いと思うので、今、〇〇さんがおっしゃったようなことはその時に本当に考えたほうが良いなと思って、それが多摩市の都市計画マスタープランの一番の肝になるころかなと個人的には思っているんで、もし機会があれば議論させていただきたいと思っています。

中林会長 道路をどう活用するかという話になろうかと思うんですね。そういう活用の仕方というのは、逆に言うとどれぐらいのニーズがあって、それが事業として成り立つのか。今高齢化も進んで、いろいろな自治体で、昔からのパブリックの大きなバスではなくてコミュニティバスのよう

なコモンの交通をとっていこうと。ただ、あれは補助金頼みで運営しているのが実態でして、本当にこの南多摩尾根幹線というのは多摩市から見ると一番南の端なんですね。真ん中に鉄道が入っていて、そこが一番低くなっていて、それをどのように巡回しながら多摩ニュータウンを活性化していくか。将来再生方針、今日はニュータウン再生担当課長に来ていただいておりますが、その沿道をどう活用するかに伴っておそらくニーズが出て、そういうシステムが成り立っていくのかなとも思っているんですね。

我々の都市計画審議会関連の位置づけでは、西浦委員からお話があったとおりで多摩市都市計画マスタープラン、今日ここに皆さんの机上にありますけれども、これはこの審議会でも都市計画を決定するときの方向づけをしている大事な基本方針なんです、ここにどういう将来像を描くか、それに向かってどのように都市計画を進めていくかということになろうかと思えます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員。

〇〇委員 1つだけ。今回は多摩東公園のあたりまでということなんですけれども、まだ未定となっているトンネル化をするところが、トンネル化をすることだけは決まっているというところがあると思うんですけれども、この7月にトンネル委員会も終わったと聞いていますけれども、何か現時点でご存じの、これからのスケジュールがわかれば教えて下さい。

中林会長 はい。

都市計画課長 今回は多摩東公園までの区域が対象区間で、先ほどの資料の中でも多摩東公園から先については今回対象区間になっていないということなので、そちらのスケジュールはどうなっているかというご質問だったと思うんですけれども、東京都については今のところそのスケジュールについて具体的な情報はいただいておりませんので、未定というお答えになります。そちらの区間について構造の検討をしているとか、そちらももし都市計画変更をするとなると、環境影響評価とかその辺の準備を進めないといけないのかなという部分がございますけれども、具体的には今のところは情報が来ておらず、未定と聞いております。

〇〇委員 ありがとうございます。

中林会長 どうぞ。

〇〇委員 今回の審議内容ではないので意見ということでお話なんですけれども、今こちらの道路については市民自転車ランナーの人が周辺から非常に多く集まってきている。東京オリンピックでも多摩市は自転車のロードコースとして注目を浴びている。今後多摩市は多くの方々に自転車で走りやすい町だというまちづくりを私は考えているものですから、具体的に現状の決定というか、実際にやっていこうというときには詳細の道路設計の段階だと思うんですけれども、そのときにロードバイクといいますが、自転車が走りやすい構造を配慮していただきたいなと思いますので、意見として述べさせていただきます。

中林会長 当然ながらこの南多摩尾根幹線は道路用地の幅員はべらぼうに広いので、10ページあたりの断面図を見ていただくと、B案もA案も歩道と自転車道と緑地がずっとあって、車道が2つということになっています。ただ、それで自転車が集まると、多摩ニュータウンの中は実は自転車道は十分はないと思うんですね。高低差もあって人が歩く道はあるんですけれども、そこに自転車が入り込むとかえって危ない事故が起きかねないので、まさに先ほど西浦委員からお話があったように、今後、都市計画マスタープランでこの南多摩尾根幹線が自転車も使えるような道路になったときに、それにつながって多摩ニュータウンの再整備なり、あるいは多摩市内での自転車をどう扱うのかということを検討しておく必要があるかなと思うんですね。

ただ、傾斜地なので、逆に言うと変速機つきとか電動自転車が多くなって、ある意味では事故を起こすもとになりますので、そこをどうやっていくかというのは非常に大きな課題ではあるかと思います。でも重要な視点です。環境にもやさしい乗り物ですから。

ほかによろしいでしょうか。今日はニュータウン再生担当の方がおられますが、何か一言ございますでしょうか。

ニュータウン再生担当課長 西浦先生がいらっしゃるので、私からは特に申し上げるようなことはございません。

中林会長

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。もう1件ありますのでできればこのあたりにしたいと思うのですが、いろいろな意見をいただきましてありがとうございます。

その中で、私が今感じた中で、これまでに出された意見の中には入っていない問題として、工事中の騒音とか振動とか、あるいは迂回路、車道を迂回したりするということができますので、それに対する配慮というのは、これまでいつできるかわからないということで、工事中という話がありなかつたのではないかと思うんですけども、工事中の騒音・振動あるいは交通への配慮ということについて、いよいよ実施することですので、配慮していただくということがこれまでの意見の中にはなかつたかなと思いましたので、事務局と少し相談をさせていただきながら都市計画審議会としての答申を市長に対して上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。文面その他はまたお知らせしますが、今日はその用意はありませんので、文面を今申し上げることはできませんけれども、会長と職務代理と事務局にご一任いただくことで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中林会長

ありがとうございます。それではそのような形で、これまでになかつた意見について、審議会としての答申としてまとめて市に上げて、それを添付資料として東京都につながるよう進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。それでは、以上が都市計画審議会としての審議事項でございます。

—— 休憩 (協議会開催) ——

—— 審議会再開 ——

中林会長

審議会を再開させていただいて、本日の日程につきましては全て終了いたしましたので、これもちまして平成30年度第1回多摩市都市計画審議会を閉会したいと思います。時間オーバーで申しわけございませんでした。でも、熱心にご議論いただき、貴重な意見もいただきました。ありがとうございました。

— 閉会 —

運営規則第18条第3項による者

会 長

委 員

委 員



平成30年度第1回多摩市都市計画審議会  
(協議会)

(平成30年11月12日)

議事日程

- 1 特定生産緑地の指定の取り組みについて (資料2) (参考資料2)
- 2 生産緑地地区の指定について (資料3)
- 3 多摩都市計画生産緑地地区の変更について (資料4) (参考資料3)
- 4 その他

中林会長           ここから協議会に切りかえて審議を進めたいと思います。審議会としては暫時休憩ですが、引き続き協議会として、協議会日程1、「特定生産緑地の指定の取り組みについて」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長       それでは資料2、特定生産緑地の指定の取り組みについてをごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の背景でございますが、生産緑地として都市計画決定したことを告示した日から起算しまして30年を経過する日を申出基準日といいます。この日以後、その生産緑地はいつでも市町村に対して買い取り申出ができますが、従来適用されてきました固定資産税等に対する税制特例措置がなくなります。2022年は平成4年（1992年）に当初指定した生産緑地が一斉に30年目の申出基準日を迎える年になります。多摩市につきましては約84%の生産緑地が同年に申出基準日を迎えます。平成30年4月1日に生産緑地法が改正施行されまして、申出基準日が到来する生産緑地について市町村が所有者等の意向をもとに特定生産緑地に指定することができるようになりました。特定生産緑地に指定しますと、買い取り申出ができる時期は申出基準日から10年延長することになります。従来適用されてきた固定資産税等に対する税制特例措置も継続されます。このような背景でございます。

次に、2番目の特定生産緑地制度の概要について説明いたします。

(1) 生産緑地に対する効果でございますが、申出基準日が到来するまでに、左側、特定生産緑地に指定した場合は固定資産税等は引き続き農地評価、10年ごとに更新可能。その一方、買い取り申出は死亡・故障の理由が必要です。最後のところ、次世代の相続税の納税猶予継続が可能となります。

一方、特定生産緑地に指定しない場合、右側の箱の中になりますけれども、固定資産税等の負担が急増します。5年間の激変緩和の措置がございますけれども、負担が増えます。また、2項目めの基準日到来以後の特定生産緑地の指定は不可。その一方、いつでも買い取り申出が可能となります。次世代の相続税の納税猶予継続が、特定生産緑地に指定し

ない場合はできなくなります。ただし現世代、今の世代の相続税の納税猶予は指定しない場合でも有効でございますが、次の代はそれができなくなるというところでございます。

(2) の特定生産緑地の指定要件でございます。こちらに書いてある3つの点が指定要件となります。(2) の指定要件の真ん中の右側の参考資料2というところで、生産緑地の関係では農地等利害関係人の同意を得る必要があるという記載が参考資料2にございます。こちらの薄くグレーがかかった部分、生産緑地法第3条第4項に農地等利害関係人とはこういう人ですという説明が書いてあるところでございます。この説明についてはここに書いてあるとおりでございますので、割愛させていただきます。

具体的には(3) で、特定生産緑地の指定手続の流れでございますけれども、まず市が所有者の皆様に対して指定意向の確認を行います。そのために文書を送付するという事で指定意向の確認をさせていただいて、それを受けまして、所有者の方々が農地等利害関係人の同意を得ていただいて、指定の申請をしていただく。それを受けまして、2つ目のところ、市が都市計画審議会での意見をいただきながら指定の告示をし、市から所有者の方に農地等利害関係人の方々への通知をさせていただいて指定の告示をするというのが特定生産緑地の指定手続の流れになっております。

3番目、特定生産緑地の指定の取り組みですが、ここに書いてありますとおり、まず生産緑地の全所有者を対象に特定生産緑地制度の説明会を行う予定でございます。そして、生産緑地の所有者全員に対してそれぞれの生産緑地の申出基準日について文書を送付して、申出基準日がいづれに到来するかお知らせする予定を考えております。

3項目め、平成30年度はその特定生産緑地の制度ですとかスケジュール等についての説明会を開催しまして、まずそういうことについて十分考えていただく期間をとりまして、平成31年度に指定の手続についての説明会をさせていただくという丁寧な対応をしていきたいと考えております。

最後のところですが、平成34年度（2022年度）には最初の申出基準日、平成4年度（1992年度）から30年目の申出基準日が到来します。それまでの間に特定生産緑地の指定手続をしていく機会を2回は設けていきたいと思っております。最後に、必要に応じて、そのときの状況に応じてもう1回指定手続をすることも考えております。その流れをまとめたものが裏面の表になっております。今年度から平成34年度（2022年度）までの大まかなスケジュールをこちらに載せております。

4番目の今年度開催する説明会についてでございますが、まず（1）の目的といたしましてはこちらに書いているとおり、特定生産緑地の指定は生産緑地の所有者等の意向の確認が必要であることから、平成30年度に開催する説明会では特定生産緑地制度とはどういう制度かということとか、今後のスケジュール等の概要をお知らせして、まず指定についての検討を所有者の方々をお願いすることを主な目的に行いたいと考えております。

（2）の概要といたしましては、特定生産緑地制度の概要ですとか、指定のメリットですとか、指定のための手続の流れとかを中心にお知らせして、具体的な手続については、来年度（2019年度）、再度、説明会を開催してお知らせしたいと思っております。今年度の説明会の日時は（3）の表に書いてあるとおりでございます。12月に3回開催する予定でおります。その説明会のお知らせにつきましては（4）に書いてありますとおり、11月20日号のたま広報、多摩市公式ホームページで案内することはもとより、今月下旬を目途に生産緑地の所有者全員の方々に多摩市から説明会のお知らせを送付する予定で進めております。

最後になりますが、この説明会につきましては農業委員会の事務局でございます経済観光課、あと税金の関係の所管でございます課税課と連携をしながら丁寧な対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

中林会長

日程1の、今指定されている生産緑地の多くが2022年で30年の

満期を迎える、その先どうするかということでの、特定生産緑地に指定することで繰り延べができるという手続の説明だったかと思います。何かご質問はございますでしょうか。

〇〇委員 質問ではなくて意見なんですけれども、今度の生産緑地法の改正というのは農地を残すという意味でも非常に重要な法改正だと思うんですね。ですので、農家の方たちに十分説明していただくという点をしっかりクリアしていただいて、あわせて、ご高齢になって農業が辛いという状況も出てくることは確かですので、農家の方たちの財産ではあるんだけれども、農家の方だけには任せずに、市としても、それからまた市民としても考えていく機会をこれからもつくっていただけたらいいかなと、これは経済観光課にもお話しすることではないかなと思っているんですけれども。

例えば議会の中でも農福連携、福祉の関係者と連携をしていって、多分生産緑地についても貸し出しが可能ではなかったかと思うんですけれども、それができたとしても、いわゆる援農ボランティアの活用とか、障害者の方たちにそこで働いていただくとか、そういった自由度が増すのではなかったのかなと思うんですが、その確認と、私はぜひ市と市民も合わせて農地を守るためにスクラムを組むというか、そういうことにしていきたいと考えております。

中林会長 はい。

〇〇委員 もし先ほどの私の発言で間違っていれば。

中林会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 貴重なご意見をありがとうございます。市といたしましても都市農地については貴重な資源と考えております。以前は宅地化すべきものという時代もございましたけれども、今は都市にあるべきものということで、新鮮な農産物の供給はもとより、市民の方がそこでさまざまな体験をしていただくことよってのコミュニティーの醸成ですとか、災害のときのための防災の空間ですとかさまざまな機能がある大切な都市農地であると考えております。

そうした中では今回の特定生産緑地制度についても十分周知をして、

所有者の方々にぜひとも活用していただきたいとか、後ほどご説明いたしますが、生産緑地の指定につきましても一団のものの区域ですとか再指定についての考え方を指定基準に入れて、保全活用をしていけるような環境整備もさせていただいております。また、農政のことにつきましては経済観光課、市民経済部が農業振興ということで積極的に進めておりますので、都市計画も連携しながら進めていきたいと思っております。

あと、都市農地の貸借の円滑化に関する法律も施行されております。こちらにつきましてはまだ施行されて時間がない中で、詳細がわからない部分もございますけれども、いずれにしましても、さまざまな方法について都市農地を十分保全しながら活用していくことが大事だと市としては思っている状況でございます。以上です。

中林会長

従来の農業という、あるいは農業をやる専従の者ということに対する規制が少しずつ緩和されてきているのも事実かと思っておりますので、関係の中での議論で、そういう支援も含めた形で農業が継続できるようになればいいというのが多分多くの方が思っているところだと思います。今後の法律その他の整備にあわせて明らかになってくる点もあろうかと思っておりますけれども、今のご意見を踏まえて事務局として対応を検討していただけたらと思っております。

すみません、12時になってしまったんですけれども、10分ぐらい延長させていただくことでお願いしたいと思っております。

よろしければ日程2に進めさせていただこうと思っております。これは現在の生産緑地指定の問題です。協議会日程2、「生産緑地地区の指定について」に入りたいと思っております。では説明をお願いいたします。

都市計画課長

生産緑地地区の指定について資料3をごらんいただきたいと思っております。概要につきましてはここに書いてありまして、このたび多摩市における指定基準を変更しましたので、ご説明したいと思っております。

まず1の概要ですが、多摩市生産緑地地区の指定基準を平成30年7月に改正し、生産緑地地区の指定要件を変更いたしました。この指定基準は生産緑地法第3条を根拠としているものでございます。

2の経過といたしましては、多摩市生産緑地地区指定基準について平

成17年9月に制定したところでございます。(2)生産緑地法の改正についてでございますが、昨年6月に生産緑地法の一部が改正されました。このことにより、生産緑地地区に定めることができる下限面積500平方メートル以上について、条例を制定することにより300平方メートル以上まで引き下げることができるようになりました。

また(3)都市計画運用指針の改正でございますが、平成29年6月15日の改正により生産緑地地区に定めることができる「一団のものの区域」の運用が緩和されました。また、生産緑地地区の再指定が可能となってございます。

①一団のものの区域とは、生産緑地地区に指定することができるひとまとまりの区域を指します。改正前はここにありまして物理的に一体的な地形的にまとまりを有している農地等の区域としてございましたが、改正後は有していない場合でも同一の街区または隣接する街区に複数の農地等がある場合は、個々の農地の面積が、100平方メートル程度を下限としながらも可能となりました。

②再指定につきましては改正前は望ましくないとおりましたが、改正後は、その考え方を基本といたしますが、届出後の状況の変化により現に再び農業の用に供されている土地で将来的にも営農が継続されることが確認される場合は生産緑地地区に指定することが可能となったという状況がございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。このような生産緑地法や都市計画運用指針の改正を踏まえ、多摩市におきましては平成29年12月25日、(4)ですが、多摩市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定し、多摩市における生産緑地地区に定めることができる下限面積を300平方メートル以上としました。

また(5)多摩市農業委員会様からのご要望もこのようなことで受けております。下限面積の引き下げですとか一団のものの区域、再指定の対応についてのご要望をいただいております。

これらを受けまして、(6)の多摩市の生産緑地地区指定基準の改正といたしまして、今年の4月に下限面積を500平方メートル以上から

300平方メートル以上に、今年の7月に一団のものの区域及び再指定の改正を行いました。

その指定基準の改正の内容について、3番で説明いたします。まず(1)の一団のものの区域につきましては、物理的に一体的な地形的まとまりを有していない場合でも、次の2つの条件のいずれにも該当する複数の農地等は一団のものの区域にあるものとししました。

2つの条件の1つ目は、左側にありますとおり農地等の面積がおおむね100平方メートル以上であること、2つ目は右側にありますとおり最も隣接する農地との距離がおおむね800メートル以内にあるものという2つの条件のいずれにも該当する場合には一団のものの区域にあるものとしております。

次に(2)の再指定でございますが、これまでどおり再指定しないものとしませんが、届出後の状況の変化により現に再び農業の用に供されている土地で将来的にも営農が継続されることが確認される場合には生産緑地地区に指定できるものとしたしました。

4番目の平成30年7月の基準の改正後の動き及び今後の予定につきましては、今年の9月に今回の指定基準の改正後、最初の生産緑地地区の追加指定の申請の受付をしました。後ほどご審議いただきますが4件の申請があり、そのうち2件はこのたびの指定基準の改正による指定が可能となった案件でございます。本日11月に都市計画審議会・協議会について報告をさせていただきますして来年2月の都市計画審議会において追加指定と削除の審議をお願いし、都市計画の変更の告示をしていきたいと思っております。

なお、最後に8月から11月の予定を書いております。来年度からは生産緑地地区の追加指定の削除の手続を早めたいと考えております。8月に追加指定・削除の報告を協議会にさせていただき、11月にご審議をいただき、年内に都市計画変更の公示をしたいと考えております。このことにより課税基準が翌年1月1日から生産緑地として取り扱われることになり、このたびの指定基準の改正に加え、できる限り農地を保全していきたいという考え方でございます。



私の説明は以上です。

中林会長           ありがとうございます。資料3につきましてご説明いただきました。ご質問等ございましたら、あるいはご意見がございましたら承りたいと思います。

西浦職務代理者   簡単にでいいんですが、こだわるつもりは全くないので教えてください。800メートルの根拠というのは何ですか。

都市計画課長      このたび、都市計画運用指針のほうですと、資料3にあるとおり「同一の街区または隣接する街区に複数の農地等がある場合は」という規定があって、ではこの街区をどう捉えるかについて明確なものがございませんでした。

                  そういう状況の中で、その街区をどう捉えるかということで、ご案内のとおり多摩市はニュータウン区域と既存区域がありまして、既存区域については地区集散道路という形で道路整備を進めております。それが大体300メートルの範囲ということで考えております。その一方、ニュータウンはご案内のとおり住区理論ということで構成されております。それは1中学校2小学校ということで、その住区が1辺当たりが大体300メートルということで、それを一つの街区と見ますと、2つの街区を合わせると、一番遠い直線でも800メートルぐらいあるだろうというのが理論的な考え方でございます。

                  その一方、やはり都市農地をなるべく保全して活用していきたい、大切にしていきたいということもございますので、現在の生産緑地の多摩市内での分布状況を見て、おおむねこの800メートルで保全活用ができるということも、現場の状況を見ながら総合的に800メートルで考えをまとめたというのが理由でございます。

西浦職務代理者   なるほど。800メートルというのは道路距離ですね。直線距離ではないんですね。

都市計画課長      直線です。

都市整備部長      600メートルの角の対角線みたいなのが80メートル前後かなと。

西浦職務代理者   そういうことですか。なるほどね。時間もないので議論するつもりは

ないんですが、緑地というのはさっきおっしゃったとおり、防災もあれば、生態系もあれば、景観もあれば、都市熱緩和はあるわ、10個ぐらいの機能が一般的に言われているんですね。農地としての機能もあるでしょう。そうすると、それぞれの機能ごとにどれくらいの距離が適切なのかというのを学術的にははじき出そうとしているんですよ。

でも、それはなかなか、今言ったようにきちんとは出てこないの、国分寺と日野と、多摩市はデータを拾ってやっているんですけども、なかなか出てこないの、今言ったような説明が多分精いっぱいだろうと思うんです。では出てきたときに、こっちは500メートルでこっちは300メートルでいいんだけど、そのときの根拠、800メートル以内だとそういう基準で回せばいいと思うんですが、詰めれば詰めるほど、どのように捉えるのかなみたいなものがあるので、それは僕の宿題として承っておきますので、わかりました。そういう根拠ですね。

〇〇委員

今のにちょっと1つ加えて。皆さんのおかげで都市農地は残す方向で進められていることに感謝申し上げます。農地が、今まで500平方メートル、今300平方メートルまでになりましたけれども、例えば何人かで複数持っているところで、片一方は公共用地にかかわるにしても、いろいろな事情で生産緑地を外した場合に、例えば今300平方メートルになりましたので、200平方メートルとかで残ってしまった場合でも、持っている人の責任という言い方はおかしいんですけども、相手の方の事情で生産緑地の面積が300平方メートル以下になってしまった農地も、今国では100平方メートルと、都市計画でも今は認めていただけるようになりましたけれども、それが例えば250平方メートルでも200平方メートルでも、生産緑地を外れてしまうということで何とか、そばの農地とくっつけたまま生産緑地として、いわゆる道連れ解除をなくしようという根底の中で、多摩市の生産緑地はおおむね、800メートルあればどこかそういうものができて、今現在は何とか救えるだろうということがありまして、そういう救える範囲の基準でお願いしたいというのが農業委員会の考え方でございまして、その辺をご理解いただいて、ぜひお願いしたいと思っております。

中林会長

市民の皆さんに理解していただくことが何よりも大事だと思いますので、私は、この農地が生産緑地として残っているんですよというポールを立てたりしますよね。その中に、従来ですと1つ500平方メートル以上ということだったんですけども、今回隣接してとか、それも小さくなって800メートルとなると、歩いて10分なんですね。不動産屋さんが徒歩10分というのは800メートルという距離ですので、そういう意味では見渡しても見えないところの農地とつながっていることになりますから、これは生産緑地の何番というのが変わるんですけども、それを、この農地とどこの農地がつながっていて生産緑地なんですよというのを市民にも理解してもらえそうな表示を工夫していただくことが大事かなと思います。

予算も絡むのですぐにできることではないかもしれませんが、ぜひそういう形で、この農地とあの農地がそういうことで保存されているんだというのを市民に理解してもらうことが非常に大事だろうと思っていますので、ご検討いただければなと思います。予算が絡むので、議員の先生にもご検討よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。先ほど今後の予定というところで、今日が11月の審議会なんですけど、次回に審議事項としてかけるという今年度の生産緑地の追加・削除等の変更についてということの説明に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。その中でこの新しい基準にかなうものが2件出てきております。

では、協議会日程3の「多摩都市計画生産緑地の変更について」に入りたいと思います。なお、この協議会に入る前に、お手元のファイルのつづりの中に入っておりますインデックス5というところに、「多摩市都市計画審議会運営規則」がございます。ちょっとごらんになっていただくといいんですが、その第16条第1項の規定で、「会長及び委員及び臨時委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄妹姉妹の所有する土地に関する案件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接利害のある案件については、その議事に参与することができない」という規定がございます。利益相反にかかわらないよう

にということだと思えるんですけども、実は今回の案件につきまして〇〇委員に利害関係の生じる件がございますので、〇〇委員には恐縮ですが、ここでご退席を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(〇〇委員退室)

中林会長            ということで、よろしく願いいたします。それでは、説明をよろしく願いいたします。

都市計画課長        それでは協議会日程3の「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」、説明いたします。資料4をごらんいただきたいと思います。この変更は生産緑地法第10条に基づく買い取り申出が行われ、生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、都市計画法に基づき、生産緑地地区の全部もしくは一部の区域を削除するものでございます。あわせて生産緑地地区の追加指定を行うものでございます。

それでは資料4の1ページを見ていただきたいと思います。1ページが計画書、2ページが新旧対照表、3ページが変更概要、4ページから7ページが削除する生産緑地と追加する生産緑地の位置を示した計画図になっております。

あと参考資料3がございますが、そちらを見ていただきますと、今回削除する地区と追加する地区の現況写真になりますので、参考にごらんいただければと思います。資料4と参考資料3はよろしいでしょうか。

それでは別に配付しております都市計画審議会の資料ファイルの8番のインデックスのページをごらんいただきたいと思います。こちらのページは生産緑地地区の概要となっております。生産緑地の地区の指定や解除を行う場合と手続のフロー図となっております。

まず生産緑地地区につきましては、平成4年の生産緑地法の改正に伴いまして制定された制度でございますが、その目的は都市部に残されている農地の計画的な保全を図り良好な都市環境を確保していこうというものでございます。このため市街化区域内にある一団のものの区域にある農地等で面積が300平方メートル以上であるなどの一定の要件を満たすものについては、フロー図の一番上に示されているように、土地所有者からの申請を市で受け、斜線でハッチングされた手続を行って

都市計画決定するものでございます。

一方、生産緑地地区を削除する場合の手続については、このフロー図の中のグレーの網かけをされている部分でございます。初めに生産緑地法第10条に基づき、市長への買い取り申出が必要になります。買い取り申出の要件は生産緑地の指定から30年が経過した場合や、主たる農業従事者の死亡もしくは農業従事が困難になる身体の故障など、国土交通省令で定めるものに至った場合に限りです。申し出があった場合には特別な事情がない限り市が時価で買い取る旨、生産緑地法に明記されておりますが、1カ月以内に買い取るか否かを申し出者に通知し、買い取らない場合には農業委員会を通じて農業希望者あっせんをします。それでもなお買取希望者がいない場合には、生産緑地法第14条に基づき、申し出から3カ月を経過した後に生産緑地地区内における行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。また、図の左側に公園や緑地、道路など公共施設が設置されたときには土地所有者からの申し出がなくても生産緑地地区を削除することになります。

それでは、資料4の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1、種類及び面積でございます。生産緑地地区の面積約28.05ヘクタールは、このたびの削除および追加を行った場合の市内の生産緑地地区の合計面積になります。

第2、削除のみを行う位置及び区域は、このたび削除する生産緑地の地区になります。今回の変更は平成29年10月から平成30年8月までに生産緑地の買い取り申出がされ、行為の制限解除に至った2つの地区について都市計画を変更し、生産緑地地区の全部もしくは一部の区域を削除するものでございます。削除する生産緑地地区は、地区番号82の全部、約800平方メートル及び95の一部約250平方メートルの2地区、合計で1,050平方メートルの生産緑地地区を削除するもので、これらは、主たる従事者の死亡によるものでございます。

続きまして資料4の4ページをごらんいただきたいと思っております。95番で場所を示しております、馬引沢第一公園の南西側に位置します黒く塗り潰してあるところが削除する区域でございます。主たる従事者の死

亡により区域の一部が削除となり、面積が250平方メートル削除されますが、生産緑地地区の数としましては減少しません。

続きまして5ページをごらんいただきたいと思います。真ん中あたり、地区番号82は桜ヶ丘公園の東側に位置する生産緑地になります。全部を黒く塗り潰しております。ここにつきましても主たる従事者の死亡により区域の全部が削除となり、面積約800平方メートルが削除され、生産緑地地区としましては1地区減少となります。

資料4の1ページにお戻りいただきたいと思います。第3の追加のみを行う地域及び区域でございますが、今回追加指定する箇所につきましては、単独で300平方メートル以上の面積のものが2件、地区番号は178番と179番でございます。単独では300平方メートルに満たないもので、一団のものの区域にある他の農地などと合わせて300平方メートルになるものは2件、地区番号は23番と60番でございます。

場所についてご説明します。5ページをごらんいただきたいと思います。横の斜線のところが今回追加する区域でございます。地区番号178番は桜ヶ丘公園の東側に位置する生産緑地になります。こちらは地区の全部が追加指定となり、面積約500平方メートルが追加され、生産緑地地区としては1地区増加いたします。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。地区番号23番ですが、多摩保育園の北側に位置します生産緑地になります。こちらは既存の生産緑地地区23番が1,120平方メートルございますので、その生産緑地地区の一団のものの区域にあると見なし、既存の生産緑地地区に約270平方メートルが追加指定されます。生産緑地地区の数といたしましては増加しません。変更はございません。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。地区番号60番は旧鎌倉街道の西側に位置する生産緑地地区になります。こちらは既存の生産緑地地区が810平方メートルあり、その生産緑地地区の一団のものの区域にあると見なし、既存の生産緑地地区に約170平方メートルが追加指定されます。生産緑地地区の数としましては増加いたしません。

地区番号179番は連光寺小学校の西側に位置する生産緑地でございます。こちらは地区の全部が追加指定となり、面積約400平方メートルが追加され、生産緑地地区としては1地区増加いたします。

2ページにお戻りください。2ページが今回の変更について新旧対照表としてまとめたものでございます。生産緑地地区の変更としましては、先程、説明した削除と追加により、合計で面積が290平方メートル増えています。内訳としましては、地区番号23においては約270平方メートル増え約1,390平方メートルに、地区番号60においては約170平方メートル増え約980平方メートルに、地区番号82においては約800平方メートル全てが減り、地区番号95においては約250平方メートル減り約690平方メートルに、地区番号178においては新規に約500平方メートル増え、地区番号179においても新規に約400平方メートル増えることとなります。

3ページをごらんいただきたいと思っております。変更の概要でございます。今回の変更によりまして、生産緑地地区の件数は多摩市全体で1地区増加となります。139地区から140地区になり、生産緑地地区の総面積は約28.02ヘクタールから約28.05ヘクタールとなります。

最後になりますが、今後の予定についてご説明申し上げます。本件については東京都知事への協議を行い、その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を実施し、次回開催予定2月の都市計画審議会に付議をさせていただき予定でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

中林会長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。結局2ページの総括表を見ていただくと、23番と60番が先ほどの改正を受けて指定されるもので、約270平方メートルと約170平方メートルが追加されて、それを合わせた合計が面積というところの約1,390平方メートル、約980平方メートルだと思います。23番、60番というのは既にある番号に追加されます。82番は今回全面削除で1件減って、下の178番と179番が新規で全面的な指定をそれぞれしましたから、2つ増えて、差し引き1つ増えるということですかね。

どうぞ。

〇〇委員 82番が削除ということなんですけれども、これは市が買い取るという判断はしなかったということでしょうか。その辺のところを教えてください。ただきたいのと、今たまたまこれが手元にあるのが気になって見てみたら、この都市計画マスタープランですね。この中に生産緑地を積極的に保護しよう、保全しようという、先ほど来皆さんの意見から出ているような言葉が書かれていないような、前回私も計画策定に携わったんですけれども、そのときにはあまり意識しなかったんですが、こういうところにほんとは書いておくとよかったのではないかという気がいたしました。次の改訂に向けての意見としてお話しいたしました。

都市計画課長 ご質問にありましたところについては東京都、市の中でも照会をかけたんですけれども、今回の案件について買い取りの希望がなかったという状況でございます。

〇〇委員 多摩市が買い取ることはできなかったということなんです。

都市計画課長 買い取ることはできますけれども、今回それを希望するところがなかったのも、実際上、買い取りはしないということでございます。

中林会長 もう一つは、市としてもここに公園をつるとかいうことはなかったということですね。

実は関連でもう一つ、用途地域に田園住居地域という、名前だけ聞くとすばらしいんですけれども、そういうものができて、例えば農家が農家レストランで自分のところの野菜でレストランをつくる、そういう専業のレストランみたいなものも許容されるような、従来の第一種低層住居専用地域だと利用規制がかかるようなものも利用できて、かつそれが農業の維持につながっていくという地域が新しくつくられたわけで、多摩市ですと、それをどううまく経営しながら多摩の田園風景を含めた地域を残していくか、将来的にはそれもまた都市計画マスタープランの課題かもしれませんが、出てくる。そうなるともたいろいろな利用が別途、ただ単に建売住宅化するのではない形でも工夫が出てくるといいなというところであろうかと思えます。

今日は報告ということで、どうぞ。



〇〇委員 82番は都立桜ヶ丘公園の公園区域の中には入っていないんですか。

都市計画課長 皆さんのファイルの中に都市計画図があるかと思いますが、それを見ていただきますと、緑の実線で囲んだところが、ちょっとわかりにくいんですけども、右側の連光寺5丁目だとか、緑の実線で都市計画公園の区域のところ、一番右側のブルーのところですね。30の60とか書いてあるところ、ちょっとわかりにくいんですけども、この地図、5ページですと連光寺5丁目桜ヶ丘公園と書いてありまして、用途地域のほうでも真ん中あたり、聖ヶ丘の、生産緑地地区がこの斜線になっているところだと思うんですが、大きなものが2つ、50メートルという記載の下に小さなものがあると思うんですけども、そこが今回のところなんです。その聖ヶ丘の地区計画の上のところ、2つ大きなものがあって、1つ小さなものがある。ところが今回の80番、81番、82番となりますので、これでいきますと緑の実線の中ですので、桜ヶ丘公園の区域の中になります。今回のことにつきましても東京都に照会をかけたんですが、東京都から買い取りの申し出がなかったということが経過としてはございます。

〇〇委員 公園緑地部のほうから、予算がないからということですか。

都市計画課長 市から照会をかけて回答をいただく中ではその理由までは書いていないのでわからないんですけども、生産緑地の買い取り申出を受けて東京都が買い取るケースはこれまでもなかったんで、ただ、それとは別に桜ヶ丘公園の中で東京都さんが買収をしたという事実はこれまでもあったので、今おっしゃったような予算ですとかいろいろな事情があるのかなと推測はできますけれども、その中の文書のやりとりの中では理由は書いていないので、その理由はわかりません。

〇〇委員 今のお話を伺って非常に残念な感じがするんですけども、もうちょっとプッシュするのはやはり難しいものなんでしょうか。

都市計画課長 この生産緑地の買い取り申出がどのタイミングで出るのかがなかなか難しいというのが実情ではないかと思うんですね。今回も主たる農業従事者が継続できない、まさしくそれはいろいろなご事情があって、農業を長年やってきたところがやむを得ないできないというのはどのタイ

ミングで、なかなか難しいところがあるのかなと。その一方で、行政は予算ですとかいろいろな計画がある中で、それにマッチングするのが難しいのが実情かなということで、これまでもなかなかそのタイミングで実現していないところがあるんですけども、今申し上げたとおり、それとは別に桜ヶ丘公園の中で買収をしているケースもございますので、その辺のところは難しいのかなと思っております。

中林会長            確かに何のための公園予定地か、緑地の予定地かという意味では、これは東京都の課題なのかもしれませんけれどもね。

〇〇委員            こういうところが都市公園法の枠とか入っていても、一旦白紙になってしまうと、その宅地を壊して公園にするのはなかなか難しくなってしまう。予算も非常に無駄なんですね。東京都なんか一定の枠を持っていますから、それはどこどこだよと、仮定で持っているんですね。ところがそのとおりに買えないので余っている部分があるわけです。あとは担当者なり然るべきところがそれをやるかどうかの話になります。

〇〇委員            そういう意味では、文章のやりとりだけではなくもう少しプッシュするのは難しいのか、それこそ多摩ニュータウン再生会議の中で緑とか農が近いことを売りにして多摩市を盛り上げていこうということが出ていますし、もちろん前回の都市計画マスタープランでもそのようなことが書いてある中で、公園の指定がかけてまであっても何も手を打つことができないというのは何のための都市計画だろうという気もしてしまうので、そこを何とかならいいなと思うんですけども。

中林会長            おっしゃることはまさにそうで、私もその辺は十分注意していなかったところがあります。生産緑地、たくさん指定するんですが、将来的にそれをどう使うか、なるべく農地で担保するということもあるんですけども、公共施設として優先的に先買いする権利が与えられているわけですから、特にこういう公園はまさに公共用地としてですし、生産緑地の解除申請が出たときにどういう対応をするか、急いで対応しなければいけないところとそうではないところがあるとすると、やはり重要なポリシーに従ってですけども、公園をしっかり整備していこうということならここはやはり買うべきところだったということかもしれません

し、そういう優先度をつけておくようなことを、今後いろいろ制度が変わっていく中で特定生産緑地になると高齢の営農者が多くなりますから、いつそういう事態が発生するか、かなり頻発する可能性がありますので、買うべきところ、買わないところ、買えないところ等々を優先度をつけてマーキングしておくというようなことが必要になってくるのかなと改めて思いました。

今回はそういう意味では手おくれになってしまっていると思うんですけども、改めて、まさに多摩市の都市計画としてどう対応するのかという点での貴重なご指摘をいただいたかと思しますので、今後十分それを生かしていけるような都市づくりに結びつけられればと思っています。ありがとうございました。

予定よりも30分も時間をオーバーしてしまっただんですが、よろしいでしょうか。それでは協議日程3は以上で終了させていただいて、協議日程4、「その他」に入ります。何か事務局よりございますでしょうか。

都市計画課長 それでは最後になりますが、次回の日程についてご連絡させていただきます。例年おおむね5月、8月、11月、2月の4回程度開催しておりますが、今年は案件の都合により本日が第1回になりました。

次回につきましては本日協議していただきました多摩都市計画生産緑地地区の変更についてご審議いただきたいと思っております。2月に予定したいと思います。候補日としては2つ挙げさせていただきます。皆様のご都合をお伺いし、日程を決めたいと思しますので、よろしくをお願いします。

1つは2月13日水曜日の午前10時から、もう一つが2月20日水曜日午前10時からの2つの案を上げておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

中林会長 都合の悪い人が手を挙げていただけますか。

都市計画課長 13日は〇〇委員がご都合が悪いということですね。20日はご都合が悪い方はいらっしゃいますか。20日がいらっしゃらないようであれば、場所はまた追ってご連絡いたしますが、今回は2月20日水曜日午前10時からと決めさせていただきたいと思っております。そのほかの詳細に

つきましても後日開催通知を送付させていただきますので、お忙しいところ大変申しわけございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

案件といたしましては、本日協議会でさせていただきました生産緑地地区の案件のみの場合は事前の資料送付はございませんので、ご了承いただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

中林会長

ありがとうございます。それでは、次回は2月20日午前ということで、今日ご欠席の委員にも早急に連絡をとって日程を確保していただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、この辺で協議会を終了いたします。

—— 閉会 ——